



平成 28 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 巴 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 取 締 役 社 長 山 本 仁  
(コード番号 6309 東証第一部)  
問 合 せ 先 総 務 担 当 常 務 取 締 役 深 沢 正 義  
(TEL 03-3442-5120)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 8 月 26 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行を決定しておりますが、平成 28 年 12 月 19 日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行のため「定款一部変更の件」を平成 29 年 1 月 27 日開催予定の第 87 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、平成 28 年 12 月 7 日付開示の「平成 28 年 10 月期 決算短信」をご覧ください。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社では従来から、業務執行の健全性・透明性・効率性の向上を目的にコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、監査等委員会設置会社に移行することにより、監査等委員である取締役（過半数は社外取締役）に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るものです。

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものです。
- ② 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものです。
- ③ 社外取締役をはじめとする非業務執行取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）を変更し、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することができるようにするものです。なお、現行定款第 28 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- ④ 機動的な配当政策および資本政策の遂行を可能とするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案第 34 条を新設するとともに、変更案第 34 条の一部と内容が重複する現行定款第 7 条を削除するものです。
- ⑤ 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものです。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

なお、本定款変更は、定款変更のための株主総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 29 年 1 月 27 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 29 年 1 月 27 日

以 上

定 款 変 更 案

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>2. <u>監査役</u></li><li>3. <u>監査役会</u> (新 設)</li><li>4. 会計監査人</li></ol> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 1 6 5 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 1 1 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第 1 2 条～第 1 3 条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 4 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、<u>予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 1 5 条～第 1 8 条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 取締役会</li><li>(削 除)</li><li>(削 除)</li><li>2. <u>監査等委員会</u></li><li>3. 会計監査人</li></ol> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 株 式</b></p> <p>(削 除)</p> <p>第 7 条～第 1 0 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 株 主 総 会</b></p> <p>第 1 1 条～第 1 2 条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第 1 3 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるとき、<u>または取締役社長が欠けたときは、予め取締役会が定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 1 4 条～第 1 7 条 (現行どおり)</p>

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、12名以内とする。

(新 設)

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

② 前項の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(新 設)

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

#### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は、12名以内とする。

② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(現行どおり)

(現行どおり)

④ 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任 期)

第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第23条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である者を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益

(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

## 第5章 監査役および監査役会

現行第30条～第37条

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 (現行どおり)

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(削 除)

(削 除)

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 (条文省略)

(剰余金の配当)

第39条 当社は、株主総会の決議により、毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し剰余金の配当を行うことができる

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に規定する剰余金の配当(中間配当という。)を行うことができる。

(新 設)

(新 設)

(配当の除斥期間)

第41条 (条文省略)

第6章 計 算

(事業年度)

第33条 (現行どおり)

(削 除)

(削 除)

(剰余金の配当等の決定機関)

第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年10月31日とする。

② 当社の中間配当の基準日は、毎年4月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間等)

第36条 (現行どおり)

(新 設)

附 則

当社は、第87回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。

以 上